

東近江市・能登川町・蒲生町

合併建設計画



東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会
平成26年12月変更 東近江市
平成31年 3月変更 東近江市

東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画

～ 目 次 ～

序 論	1
1. 合併の考え方	1
2. 計画の概要	3
3. 合併後の東近江市の概況	4
4. 主要指標の見通し	6
第 1 章 住民の意向	7
1. アンケートにみる住民意向	7
第 2 章 まちづくりの目標	8
1. 合併後の東近江市の将来像	8
2. まちづくりの基本的な方向	9
3. 合併後の東近江市の都市構造	11
第 3 章 主要事業	14
1. 施策体系	14
2. 基本施策	15
3. 県事業の推進	27
第 4 章 財政計画	28
1. 計画基礎条件	28
2. 財政計画	30
用語の説明	31

序 論

1. 合併の考え方

(1) 地理的、歴史的なつながりと能登川町及び蒲生町民の願い

能登川町及び蒲生町は、東近江市のそれぞれ西と南に位置します。

能登川町は、永源寺・五個荘とともに神崎郡を構成していた地域として、また愛知川沿岸地域として、また蒲生町は、万葉の時代から八日市西部地域一帯とともに「蒲生野」と呼ばれ、その地域がもともと蒲生郡であったこと、鉄道が両市町を南北につないでいるなど、それぞれ地理的、歴史的に深いつながりがあります。

能登川町においては、平成15年11月に当時の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の1市4町に対し、合併参画の申し入れが行われ、同年12月には議会において、東近江市（1市4町）の合併協議会への参画が決議され、更に平成16年10月の町長選挙で、町民は東近江市との合併を選択されています。

蒲生町においては、平成13年から14年にかけて、当時の八日市市、永源寺町、愛東町、湖東町とも合併協議を行った経緯もあり、平成16年11月の住民アンケートでは、合併を進めると回答した住民の約8割が東近江市との合併を望み、同月に当時の1市4町に対し、合併参画の申し入れが行われています。

こうしたことから東近江市と能登川町及び蒲生町との合併は、両町民にとって地理的、歴史的なつながりに基づく願いであるといえます。

(2) 日常生活圏の拡大

能登川町及び蒲生町民の通勤・通学の状況を見ると、自分のまち以外では東近江市が第一位となっています。また、消費購買動向でも東近江市への割合が高いことがうかがえ、これらのことから既に日常生活圏が一体化しているといえる状況にあり、両町にとっては、東近江市と合併することにより、住民の生活圏と一致した行政施策の展開が期待できます。

能登川町（通勤通学 町内40%、東近江市12%、彦根市11%）

（消費購買 町内46%、近江八幡市22%、彦根市11%、東近江市9%）

蒲生町（通勤通学 町内35%、東近江市15%、近江八幡市8%）

（消費購買 東近江市35%、町内25%、近江八幡市19%）

【通勤通学：平成12年国勢調査】

【消費購買：平成13年消費購買動向調査】

(3) 鈴鹿から琵琶湖までの連携

東近江市、能登川町及び蒲生町（以下「1市2町」といいます。）を流れる愛知川・

日野川の二大河川は、鈴鹿山系から琵琶湖まで広がる湖東平野を形成しています。1市2町の合併により市内を流れる愛知川の河川整備、JR駅連絡のための愛知川沿岸道路などの主要道路の整備促進、更に「蒲生野」に代表される歴史文化創造のゾーンや田園文化創造のゾーンの充実、鈴鹿の森林や琵琶湖の湖岸との共生など、鈴鹿から琵琶湖に至る一体的なまちづくりが期待できます。

(4) 地方分権の推進と行財政基盤の強化

地方分権の時代において、これからの地方自治体は、厳しい財政状況にあって、より効率的な行財政運営が求められています。1市2町の合併により東近江市は10万都市となりますが、これまで以上に行財政運営の強化を図り、効率的な行財政運営を行いながら、まちづくりを進めていくことが必要であると考えられます。

2. 計画の概要

(1) 計画の趣旨

この計画は、神崎郡能登川町及び蒲生郡蒲生町を廃し、その区域を東近江市に編入することに伴い、合併後の能登川町域、蒲生町域及び東近江市地域（以下「合併後の東近江市」といいます。）について、まちづくりの基本方針を定めるとともに、これに基づく事業計画を作成し、その実現を図ることにより、東近江市と能登川町及び蒲生町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

この計画は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町「新市まちづくり計画」の趣旨・理念を踏まえ、まちづくりの基本方針を示す「まちづくりの目標」、まちづくりの目標を実現するための「主要事業」、「財政計画」をもって構成します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、合併が行われる平成17年度及びこれに続く20年間とします。

3. 合併後の東近江市の概況

(1) 位置と地勢

合併後の東近江市は、滋賀県の南東部に位置し、京阪神と中京都市圏との中間にあたります。北に彦根市、愛知川町、秦荘町、多賀町、南に竜王町、甲賀市、日野町、西に近江八幡市、安土町と接しており、東は三重県との県境となっています。

地形は東西に細長く、鈴鹿山系からふもとに向かい豊かな自然に恵まれたなだらかな丘陵地が広がっています。鈴鹿山系に源を発する愛知川が市内を琵琶湖まで流れ、日野川とともにその流域に肥沃な大地を育み、美しい田園風景を形成しています。

合併後の東近江市の面積は、383km²で県総面積の9.5%を占めていますが、地目別にみると、山林が約37%、農地が約24%（田 約22%、畑 約2%）となっており、宅地は約6%となっています。

(2) 交通体系の状況

道路網については、合併後の東近江市の西部を主要地方道大津能登川長浜線や琵琶湖岸を走る主要地方道彦根近江八幡線が南北に、合併後の東近江市の南部を国道477号が東西に走り、名神高速道路や他の国道などとともに、広域幹線網を形成しています。

公共交通については、JR琵琶湖線が合併後の東近江市の西部を、近江鉄道が市の中心部を南北に通っており、京都・米原・近江八幡・貴生川方面と結んでいます。

(3) 歴史文化

合併後の東近江市には、多くの古墳群や遺跡、古代からの埋蔵文化財を始め、大陸文化の影響を残す遺産など、それぞれの地域において、積み重ねられた豊富な歴史文化を誇っています。こうした歴史文化を背景に、現在でも伝統的な行事や歴史資源を活用したまちづくりや市民活動が展開されています。

(4) 人口・世帯数の状況

① 人口・世帯数の推移

平成12年の国勢調査によると、合併後の東近江市の人口は、114,395人、大津市、草津市に次いで県内3位で、世帯数は34,974世帯となっています。平成7年に比べ人口は2.8%、世帯数で8.2%の伸び率で増加しているものの、滋賀県全体（人口4.3%、世帯数11.4%増）と比較すると伸び率は低くなっています。

② 年齢別人口比率

年齢階層別人口比率は、平成12年国勢調査では、0～14歳が16.8%、65歳以上が17.8%となっており、滋賀県全体（0～14歳16.4%、65歳以上16.1%）の平均より高齢化が進んでいます。

（5）産業の動向

① 事業所数・従業者数

産業別事業所数は、7割が第3次産業、3割近くを第2次産業が占めています。一方、従業者数では、半数以上を第3次産業が占めています。

② 農業

合併後の東近江市の農家数は、平成12年では6,331戸となっており、今後とも減少を続けるものと考えられます。このうち兼業農家が94%を占め、専業農家が6%です。農業粗生産額は減少していますが、平成12年では、約129億円で県全体のうち、17.3%を占めています。

③ 工業

平成14年工業統計調査によると、合併後の東近江市の事業所数は392事業所、製造品出荷額等については、4,863億円となっています。

④ 商業

平成14年商業統計調査によると、合併後の東近江市の店舗数は1,410店舗、年間商品販売額については、1,798億円となっています。

4. 主要指標の見通し

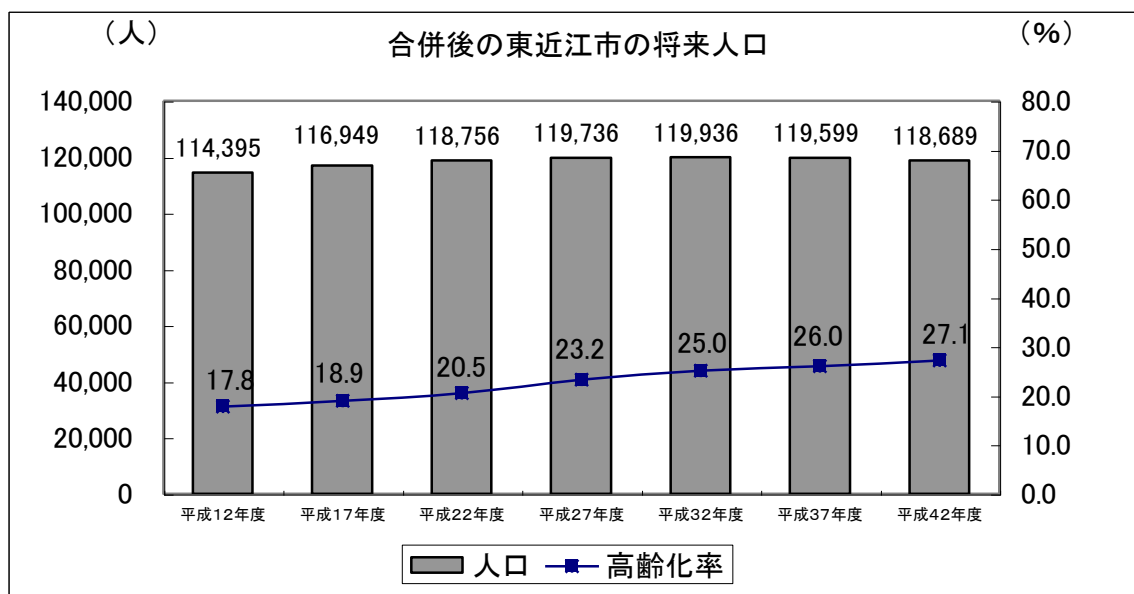
(1) 人口

合併後の東近江市の人口は、平成12年国勢調査で114,395人となっています。しかし、現在の人口動態が続くと仮定して、今後の人口を推計すると、合併後15年間は増えるは見込まれますが、平成32(2020)年頃にピークを迎え、その後減少傾向に転化すると推計されます。

合併後に、地域産業の活性化や定住化の促進策を進めることにより合併10年後には、おおむね120,000人になると見込んでいます。

また、高齢化率についてみると、平成12年現在、17.8%となっていますが、平成27年には、23.2%程度になると想定されます。

なお、各地域ごとには、高齢化率に格差が生じることから、施策の推進には留意が必要です。



データ：国立社会保障・人口問題研究所
平成12年は実績値、平成17年以降は推計値

第 1 章 住民の意向

1. アンケートにみる住民意向

能登川町

能登川町が平成 16 年 10 月から 11 月にかけて、住民基本台帳に登録された住民及び外国人登録者（特別永住者及び永住者）のうち、15 歳以上の人（中学生を除く）から 2,525 人を無作為に抽出し、東近江市との編入合併協議を進めていくうえでの将来のまちづくりについてのアンケートを実施したものは、次のとおりです。

（回収率：49.3%）

（1）新しいまちに望む将来イメージについて

「安全で平和なまち」が 49.5% と最も多く、次いで「安心して生活できるまち」「都市的基盤が整ったまち」、「健康でいきいきとしたまち」と続いています。

（2）新しいまちで重点的に取り組む施策について

「医療施設や救急体制の充実」が 39.2% で最も多く、次いで、「高齢者福祉・介護サービスの充実」となっており、東近江市と同様に「保健・医療・福祉」施策への取り組みが望まれています。また、「生活道路の整備」の都市基盤面、「ゴミ処理やリサイクル対策の充実」の環境面、「学校教育の充実」の教育面、「雇用対策の充実」の産業面への施策を望む声も多くなっています。

蒲生町

蒲生・日野まちづくり協議会が平成 15 年 10 月に、蒲生町の住民基本台帳に登録された住民及び外国人登録者（特別永住者及び永住者）のうち、18 歳以上の人から 3,400 人を無作為抽出し、まちづくりについてのアンケートを実施したものは、次のとおりです。（回収率：45.1%）

（1）新しいまちに望む将来イメージについて

「安全なまち」が 44.6% と最も多く、次いで「福祉が充実したまち」、「健康なまち」、「働く場所が多いまち」と続いています。

（2）新しいまちで重点的に取り組む施策について

健康・福祉・教育・文化部門では「医療施設・体制の整備」、都市・交通基盤部門では「バスや鉄道などの公共交通の利便性」、環境・生活基盤部門では「ゴミ処理やリサイクル対策」、産業・観光部門では「働く場所が多く雇用の安定」、交流・自治・行政部門では「行財政改革の推進」の施策を望む声がそれぞれ多い結果となっています。

（3）新しいまちの運営で留意すべきことについて

合併した場合、「区域が大きくなり行政サービスが低下するのでは」と「役所が遠くなり、不便になるのでは」と心配する声が多くありました。

第2章 まちづくりの目標

1. 合併後の東近江市の将来像

これからのまちづくりにおいては、市民と行政が役割分担しながら、一緒にまちづくりを進める“市民と行政の協働（パートナーシップ）”を基本的な考えとして、次のようなまちづくりをめざします。

《地域が有する自然や歴史を大切にすまちをめざす》

鈴鹿の山々とそれを源流とする河川、広大な田園、里山そして琵琶湖といったこれまで守り育ててきた豊かな自然や歴史文化を、地域固有の財産として次代へ受け継いでいく、地域らしさを大切にすまちづくりをめざします。

《暮らしの豊かさを実感できるまちをめざす》

豊かな自然環境の中で、産業の活性化や生活基盤の整備などを図り、市民ニーズに対応した都市機能をバランスよく配置することで、身近に自然が広がり、ゆとりと安らぎのある市民の暮らしを支え、豊かさを実感できる、住み続けたいまちをめざします。

《心の豊かさがふくらむまちをめざす》

市民自らの手による多様な活動や自己実現の取り組みを支援することにより、安心な暮らしの中で、市民一人ひとりが輝き、多様なライフスタイルが実現できる、心の豊かさがふくらむまちをめざします。

《個性ある地域の連携による交流のまちをめざす》

交通や情報基盤の整備によって地域間連携を強めるとともに、個性あるまちづくりを、より多彩で魅力的なものに高め、市民交流や国内外の人々との交流によるにぎわいのあるまちをめざします。

以上のような、めざすべきまちの姿から、東近江市の将来像に基づき、まちづくりを進めます。

みんなでつくる
うるおいとにぎわいのまち
ひがしおうみ
東近江市

2. まちづくりの基本的な方向

(1) 住民が主役となるまちづくり

鈴鹿から琵琶湖までの豊かな自然、奥深い歴史・文化を有する合併後の東近江市は、これまで地域にある資源を活用し、そこに住む住民自身の手により培われた独自のまちづくりを展開してきました。

地方分権が進み、地域間競争が激しくなると予測される中で、より一層、地域の特性を活かし、ニーズに応じた地域らしいまちづくりを展開していくためには、住民自らが地域の歴史や伝統、文化などを再発見し、地域への誇りや愛着を持ちながら、地域づくりの中心となって活動していくことが不可欠となっています。

そのため、今後のまちづくりの展開にあたっては、一人ひとりが輝き、自らの能力を発揮する、住民が主役となるまちづくりへの取り組みを推進していきます。

(2) 人と環境にやさしいまちづくり

地球温暖化など地球規模の環境問題から琵琶湖、河川、森林の自然環境保全やゴミ減量化などの身近な環境問題まで、環境に対する住民意識が高まる中、地域から持続可能な循環型社会を構築し、安全で安心、快適な社会・生活環境の整備を進めていくことが望まれています。

そのため、地球規模の環境を意識しながら、身近な自然環境を保全し、できるだけ環境に負荷を与えない生活を展開するとともに、真に豊かさを実感できる生活環境の実現をめざします。

(3) だれもが笑顔で暮らせるまちづくり

急速な少子高齢化の進展にともない、老後の不安や健康などへの関心が高まる中で、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現していくことが求められています。

そのため、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現のために、地域医療を担う機能の維持・向上とともに、保健・医療・福祉のそれぞれの施策間の相互連携を高め、総合的な施策展開により、多様化・高度化する住民ニーズに対応していきます。また、地域の支えあいを大切にし、住み慣れた地域において安心して生活が送れるよう、福祉施策の展開など、安心のネットワークが広がる施策に積極的に取り組んでいきます。

(4) 次代を担う人材を育むまちづくり

少子化が進むとともに、全国的な人口減少が始まると予測される中で、次代を担う青少年の健全な育成は、この地域にとっても重要な課題となっており、総合的、計画的に少子化対策に取り組む必要があります。

合併後の東近江市では、人口、年少人口が増加している地域もありますが、次世代育成支援対策としての、安心して子どもを産み育てることのできる子育て支援や、子どもたちが将来の夢を実現できる教育環境整備にも取り組みます。さらに、住民の学習ニーズの高まりや、個々の自己実現に向けた気運の高まりに対して、生涯を通じた学習機会の創出やスポーツ環境の充実に努め、人材を育むまちづくりを進めます。

(5) 地域の活力を生み出すまちづくり

合併後の東近江市は、愛知川及び日野川流域に豊かな農地が広がる農業地帯であるとともに、農・工・商・観光などの産業がバランスよく立地する地域です。しかし、各産業ともこれまでの枠組みやシステムを再構築していくことが求められています。

そのため、これまでの産業の枠を越え、地域で生産・加工・流通・販売・消費が循環する地産地消型の産業連携をめざします。さらに、交流文化、歴史文化、豊かな自然環境など、地域が有する様々な資源の連携による、活力ある地域産業の振興を図っていきます。

(6) 市民生活、地域経済を支えるまちづくり

東近江市としての一体感を保ち、都市の魅力を更に高めていくためにも都市基盤の充実や、周辺地域及び地域内の連携強化に向けた基盤の充実を図っていくことが不可欠です。

そのため、幹線道路の整備促進やJRを利用しやすい環境づくり、高齢者など交通弱者が安心して交流できるよう、公共交通ネットワークの充実強化に努めます。また、地域の情報格差是正のためケーブルテレビ網の整備拡大を行うなど、市民生活、地域経済を支えるまちづくりをめざします。

3. 合併後の東近江市の都市構造

合併後の東近江市の都市構造は、将来像に掲げる《地域が有する自然や歴史を大切にす
るまち》、《暮らしの豊かさを実感できるまち》、《心の豊かさがふくらむまち》、《個性ある
地域の連携による交流のまち》をめざし、設定しています。

都市構造は、土地の利用方法によるゾーン、生活を支える機能が集積する拠点、各種連
携・交流を支える軸により構成しています。

『にぎわい文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、商業や文化、住宅など中心市街地としての各種の専門的
な機能の強化を図り、にぎわいの創出に努めます。

『交流文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、JR能登川駅のターミナル機能を活かし、交流や商業な
どの機能の創出に努めます。

『歴史文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、歴史的建物やその周辺に広がる景観、伝統や文化を保全
するとともに、観光交流などへの積極的な活用を行います。

『田園文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、農地、農村集落といった美しい自然と調和した田園環境
の整備、保全を行うとともに、農業の高付加価値化などに向けた取り組みを行いま
す。

『自然居住文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、緑豊かな自然環境と共生し、新たな暮らしの文化を創造
します。

『森林共生のゾーン』

このゾーンにおいては、豊かな自然環境の保全を行うとともに、森林のもつ保健
休養機能や観光、教育などの場としての交流機能を高めます。

『湖岸共生のゾーン』

このゾーンにおいては、琵琶湖岸に広がる自然環境や景観の保全を行うとともに、
レジャーや観光などの場としての交流機能を高めます。

【都市拠点】

行政総合拠点のほか、商業集積拠点や交通ターミナル拠点など、総合的な都市生
活機能の拠点を形成します。

【地域拠点】

各地域における市民サービスや市民活動の拠点を形成します。

《国土連携軸》

京阪神・中京都市圏といった大都市部との連携や交流を充実します。

《都市間交流軸》

近畿都市圏や周辺市町との連携、交流を高め、利便性の向上や地域の魅力の発信を図る軸の強化を進めます。

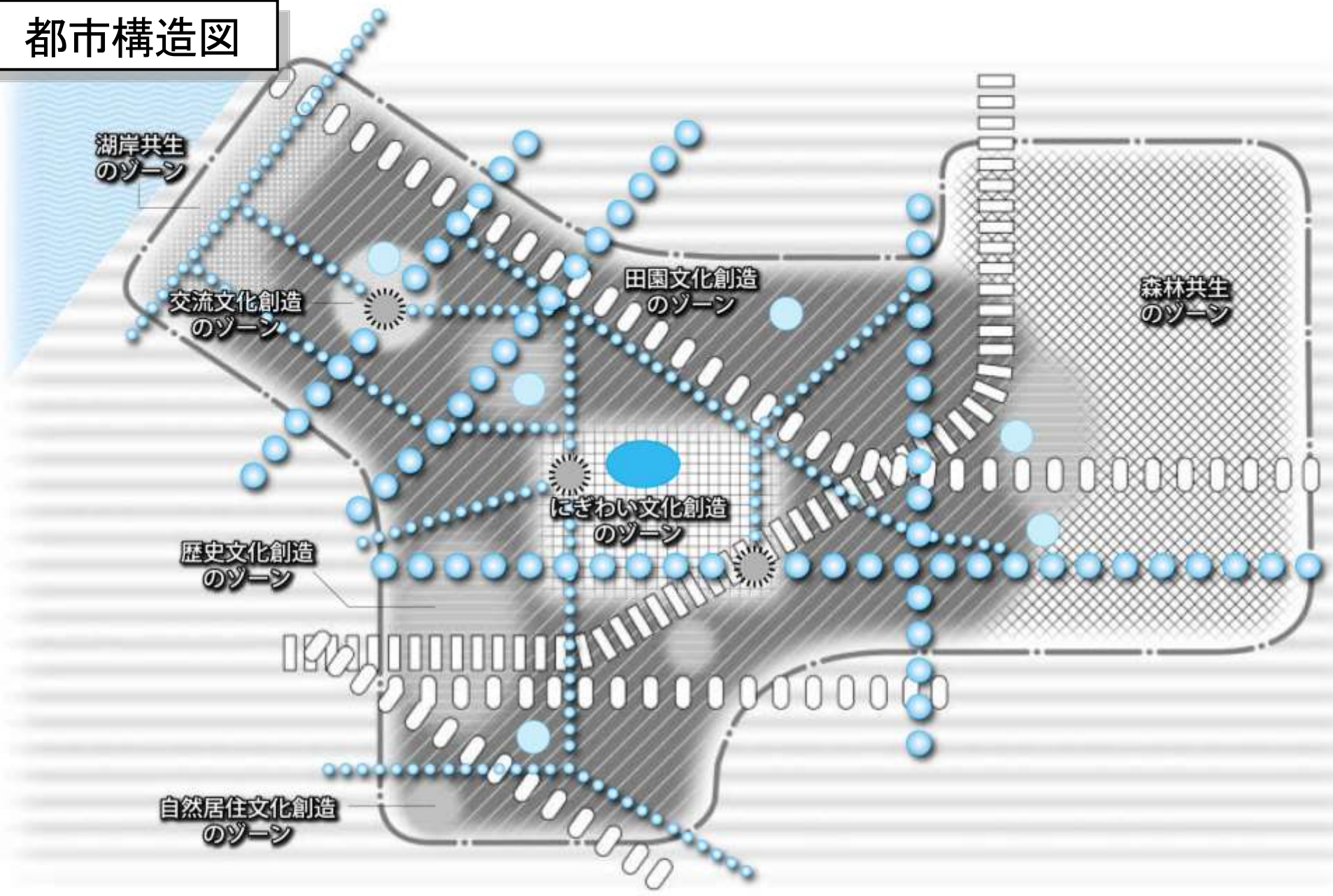
《地域間交流軸》

市域内の各地域の歴史文化資源などの連携や人々の交流を高め、一体感の醸成や地域活性化を図る軸の強化を進めます。

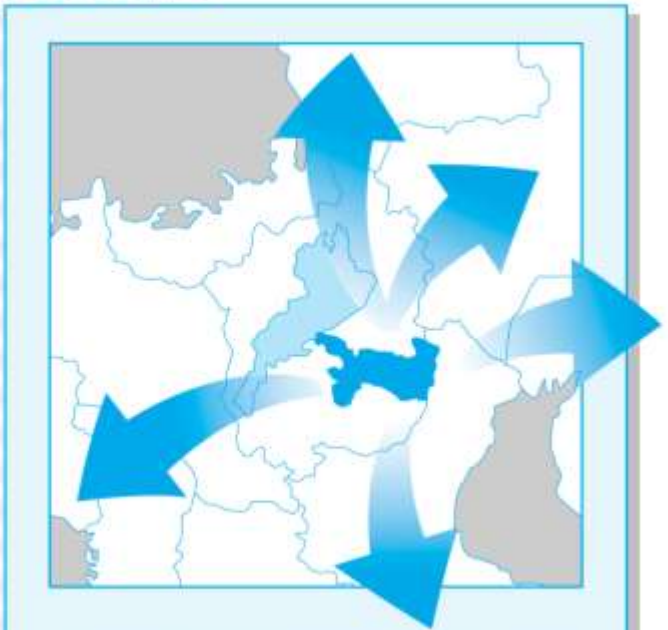
《自然と文化の交流軸》

愛知川及び日野川並びにその周囲において、各種の交流機能の強化を図るなど、市域を貫く交流の軸づくりを進めます。

都市構造図




広域交流図



湖東平野に広がる合併後の東近江市は、名神高速道路や国道8号などの主要幹線がはしり、京都や大阪、名古屋といった大都市圏をつなぐ国土軸上に位置しています。

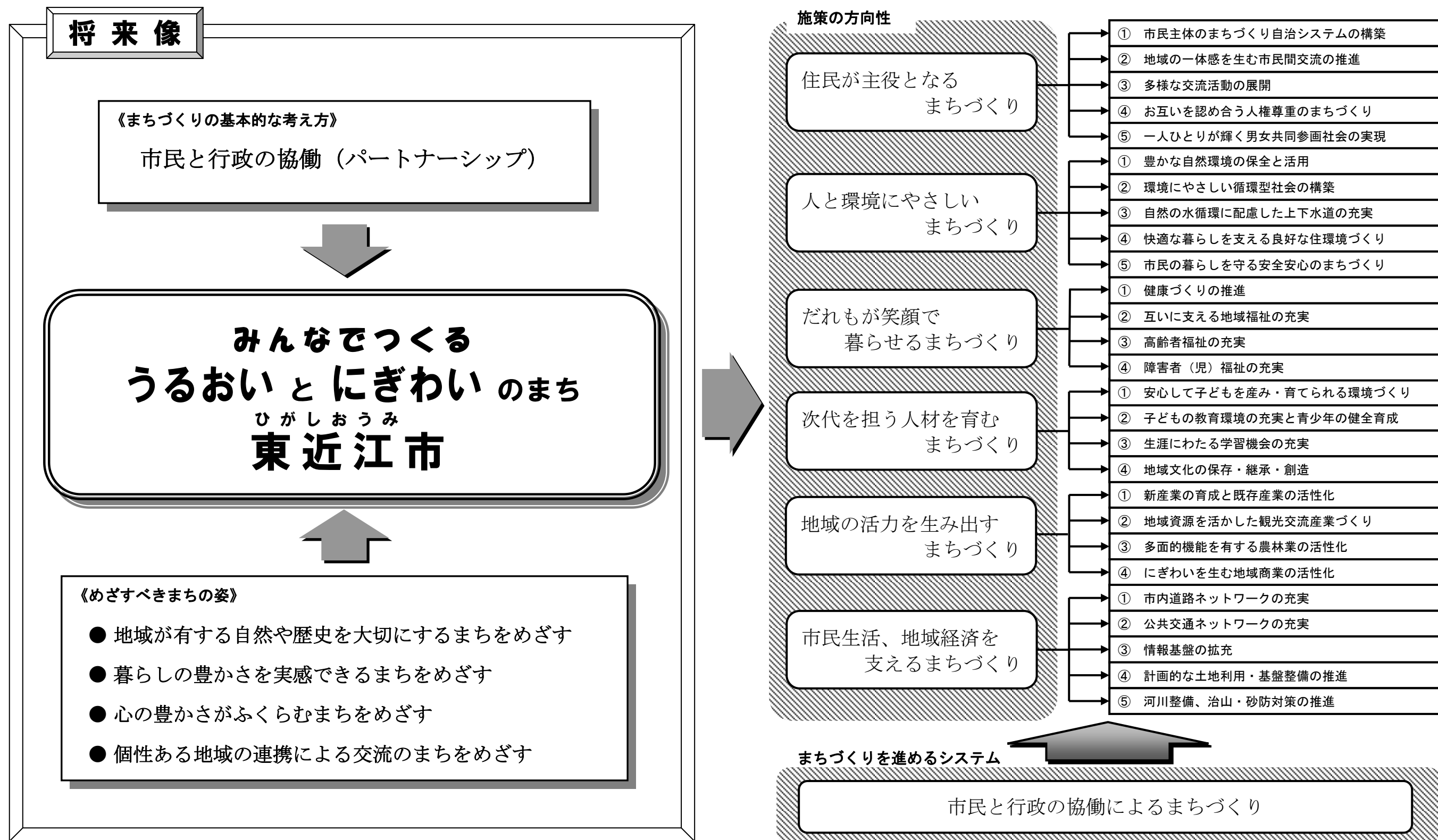
また、日本海と太平洋を結び、北陸や三重方面とも交流が広がる位置にもあります。

今後、国道421号や第二名神高速道路の整備、さらにびわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設構想の推進などにより、その立地を活かした広域連携を図るとともに、情報発信に努め、「交流のまち東近江市」の可能性を高めていきます。

- | | |
|--|---|
|  にぎわい文化創造のゾーン |  都市拠点 |
|  交流文化創造のゾーン |  地域拠点 |
|  歴史文化創造のゾーン |  国土連携軸 |
|  田園文化創造のゾーン |  都市間交流軸 |
|  自然居住文化創造のゾーン |  地域間交流軸 |
|  森林共生のゾーン |  自然と文化の交流軸 |
|  湖岸共生のゾーン | |

第3章 主要事業

1. 施策体系



2. 基本施策

(1) 住民が主役となるまちづくり

① 市民主体のまちづくり自治システムの構築

- 魅力ある地域社会を形成するため、地域の資源や地域特性を活かしたコミュニティ単位のまちづくり活動を支援します。
- 中学校区などの新たなエリアにおいて、多様な市民が参加する市民主体のまちづくりシステム（まちづくり協議会）の構築を図ります。
- 地域活動やNPO活動などを支援するため、支所への地域振興担当職員の配置や活動拠点機能の充実などを図ります。
- 地域色豊かな、市民主体のまちづくり活動を支援するため、まちづくり基金を設置します。

② 地域の一体感を生む市民間交流の推進

- 地域で行われている各種イベントや事業の連携、全市的イベントの創出などを図り、市民や企業などあらゆる立場の参加による、交流機会の拡大に努め、一体感の醸成に向け取り組みます。
- ケーブルテレビ網など情報通信ネットワークを活かし、地域情報の受発信などによる地域間交流を促進する仕組みを構築します。

③ 多様な交流活動の展開

- これまでの国内交流や国際交流などを、地域や住民が主体となり引き続き実施します。
- 琵琶湖や河川、山をテーマとした流域都市部と農山村の交流など、新たな交流活動に取り組みます。

④ お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

- 市民・企業・行政が一体となってあらゆる差別の解消を図り、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざして、人権・同和問題の正しい理解を深め、人権意識高揚のための人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権相談体制の充実を図り、人権の擁護に努めます。

⑤ 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

- 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて啓発活動を推進するとともに、あらゆる分野で男女が対等な立場で参画できる環境づくりを図ります。その一つとして、各種審議会や委員会において、女性委員ゼロの解消を進め、男女共に割合が30%以上になることをめざします。

- ・ 職業、家庭生活、地域活動が両立できる社会をめざし、子育て支援や介護支援等を充実していきます。また、ドメスティックバイオレンスなどの人権侵害から女性を守る相談体制の強化を図ります。

【主要事業】

- ① 市民主体のまちづくり自治システムの構築
 - ・ コミュニティ活動への支援
 - ・ まちづくり協議会設置・運営の支援
 - ・ 地域活動やNPO活動等を支援する支所機能の充実
 - ・ まちづくり活動支援のための基金設置
- ② 地域の一体感を生む市民間交流の推進
 - ・ 全市的イベントの創出
 - ・ 地域資源を活用した交流事業の展開
 - ・ ケーブルテレビ等を活用した地域情報提供の充実
- ③ 多様な交流活動の展開
 - ・ 国内、国際交流の推進
 - ・ 都市と農山村交流の推進
- ④ お互いを認め合う人権尊重のまちづくり
 - ・ 人権教育、啓発活動の推進と相談体制の充実
- ⑤ 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現
 - ・ 男女共同参画推進のための啓発や相談体制の充実

(2) 人と環境にやさしいまちづくり

① 豊かな自然環境の保全と活用

- ・ 地域に潤いを与える河川については、地域住民との協働により近自然型・多自然型工法などによる河川整備を進め、環境共生型河川の実現をめざします。
- ・ 自然環境の保全とともに、自然の有する機能を活かした、市民の健康増進、観光資源として、また環境学習の場として、積極的な活用を行います。

② 環境にやさしい循環型社会の構築

- ・ 持続可能な社会の実現のため、環境基本条例に基づき良好な環境保全と創造のための諸施策を総合的、計画的に推進します。
- ・ ゴミの減量化とリサイクル・リユースによる循環型社会の形成を進めます。
- ・ 新エネルギービジョンに基づき、地球温暖化防止に向け、市民と一体となった省エネルギーの推進や太陽光利用などの新エネルギー活用構想を推進します。
- ・ 節水や石鹸利用、廃食油を排水に流さないなど、環境にやさしい消費生活の取り組みをさらに進めるとともに、流域間交流などを通じた水環境保全に取り組みます。
- ・ 公共施設における環境管理システムの導入やグリーン購入の推進、公共交通機関の利用促進に努め、環境に配慮した事業活動、市民生活の普及を図ります。

③ 自然の水循環に配慮した上下水道の充実

- ・ 送・配水管の連絡及び水道施設、水質管理体制の強化により、安全で安定的な水供給を図ります。
- ・ 生活環境の改善と琵琶湖の水質保全を図るため、公共下水道の早期整備、農業集落排水施設の適正な管理を進めます。

④ 快適な暮らしを支える良好な住環境づくり

- ・ だれもが安心して定住できる環境整備に向け、周囲の自然環境やまちなみに調和した住宅地の形成、身近な生活道路や水路の改善など、良好な市街地、集落環境の整備を促進します。
- ・ 豊かな自然を活用した公園や緑地の整備、地域に潤いを与える親水空間整備を積極的に進め、ゆとりと潤いのある住環境の整備を進めます。

⑤ 市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり

- ・ 火災や水害、地震等の災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災設備の充実や自主防災組織の拡充・連携、さらに県内外自治体や公共機関、民間などとのより広域的な応援協力体制の整備など、消防防災体制の強化を図ります。
- ・ 地震など、大規模災害に対応するため、小中学校や庁舎などの耐震強化を進めるほか、ケーブルテレビなどの情報通信網を活用した、市民の防災情報ネットワークを早急に

構築します。

- 犯罪や事故に強いまちとなるよう、地域のふれあいと市民の連携を強め、市民と行政が一体となった活動を展開し、明るく住みよい安全都市を実現します。
- 交通事故のない安心して暮らせる地域づくりに向け、すべての人にやさしい歩道や自転車道など、交通安全施設の整備・拡充を図るとともに、地域や学校等と連携しながら、交通安全に関する知識の普及や啓発活動の充実に努めます。
- 消費生活面での安全を図るために、消費生活センターや権利擁護センターなどとの連携を深め、消費生活相談窓口機能など相談体制の充実強化・啓発活動の推進を図ります。

【主要事業】

- ① 豊かな自然環境の保全と活用
 - ・ 環境に配慮した基盤整備の促進
 - ・ 河川愛護等の市民活動への支援
 - ・ 環境学習の推進
- ② 環境にやさしい循環型社会の構築
 - ・ 資源回収リサイクルシステムの構築
- ③ 自然の水循環に配慮した上下水道の充実
 - ・ 公共下水道整備事業
 - ・ 農業集落排水整備事業
- ④ 快適な暮らしを支える良好な住環境づくり
 - ・ 公園、緑地の整備
 - ・ 公営住宅の整備、充実
- ⑤ 市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり
 - ・ 地域防災計画、水防計画の策定
 - ・ 地域防災情報ネットワークの構築
 - ・ 庁舎や学校など公共施設の耐震補強、改修
 - ・ 防犯活動や交通安全活動の充実
 - ・ 歩道や自転車道など交通安全施設の整備
 - ・ 市民相談体制の充実強化

(3) だれもが笑顔で暮らせるまちづくり

① 健康づくりの推進

- 保健、医療、福祉の連携を強化し、安心して暮らせるまちづくりをめざし、総合的なサービスの提供を図るための拠点機能を充実します。
- 住民の健康を守り、地域の医療を維持するため、医療機関や介護保険施設との連携や機能分担などを踏まえ、合併後の東近江市の医療体制について、早期に総合的な検討を行います。
- だれもが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに向け、「栄養」「運動」「休養」「健診」「生きがいくくり」を健康づくりのための柱として推進し、疾病の予防に努めます。
- 健康づくりを個人の努力だけに任せず、家族、地域、職場の一人ひとりが考え、支援する環境づくりを、住民参加のもと市全体で推進していきます。

② 互いに支える地域福祉の充実

- 自治会や集落単位の保健・福祉活動を促進するため、支援ネットワークの構築や地域福祉ボランティアの充実を行い、互いに支え合う福祉意識の高い地域社会づくりを進めます。
- 介護や子育てなどの福祉活動をとおして、地域における世代間の新たな支えあいの仕組みを築いていくとともに、身近なコミュニティ単位の活動から中学校区における活動、全市的な活動など、安心のネットワークが広がる活動を展開します。
- これからの地域福祉を支える、保健・医療・福祉の人材の確保のため、有資格者の掘り起こしや活用を行います。また、地域福祉を支える新たなセクターとして、NPOや地域団体、ボランティア団体の育成、支援に努めます。
- だれもが快適に暮らすことができるよう、公共的施設や公共交通機関のユニバーサルデザイン化を進めます。

③ 高齢者福祉の充実

- 高齢者の有する知識や経験を地域社会に役立てる仕組みづくりや、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどのメニューの提供により、高齢者の積極的な社会参画による生きがいくくりを進めます。
- 介護を要する状態になることを予防するための健康管理・指導、転倒予防教室の実施など、寝たきりにならない、させない運動を推進し、高齢者の自立した生活を支援します。
- 認知症についての理解を広め、予防を兼ねた健康教室を開催し、早期対応に努めます。さらに、介護予防活動と連携させ、早期発見システムを構築します。
- 認知症の高齢者には、かかりつけ医や専門医療機関と介護にかかわる保健・福祉関係機関との連携を強化し、情報提供、相談を気軽に行える体制の構築を進めるとともに、介護者の支援や適切なサービスの提供に努めます。

④ 障害者（児）福祉の充実

- ・ 障害者（児）が日常生活において自立できるよう、地域や医療機関等と連携しながら、サポート体制の充実を図ります。
- ・ 障害の早期発見、早期治療の推進や障害児教育の充実を進めます。
- ・ 授産施設の充実や地域内企業の協力による就労の場の確保などにより、地域社会への参画を促進するとともに、施設と地域が一体となったグループホームなど地域における在宅生活拠点の充実を図ります。

【主要事業】

① 健康づくりの推進

- ・ 保健、医療、福祉の連携推進
- ・ 地域医療施設の充実と地域医療体制の検討
- ・ 保健センター機能の強化

② 互いに支える地域福祉の充実

- ・ 地域福祉計画の策定及び推進
- ・ 地域で支えあう福祉活動への支援
- ・ 地域福祉拠点の整備支援及び人材育成
- ・ ユニバーサルデザインの推進

③ 高齢者福祉の充実

- ・ 高齢者生きがい対策の推進
- ・ 高齢者福祉施策の充実
- ・ 認知症の早期発見、予防システムの構築、相談体制の充実

④ 障害者（児）福祉の充実

- ・ 障害福祉施策の充実
- ・ 障害児通園事業施設の整備
- ・ 障害のある高齢者への医療費助成の拡大

(4) 次代を担う人材を育むまちづくり

① 安心して子どもを産み・育てられる環境づくり

- ・ 少子化に対応するため、計画的に総合的な施策を展開し、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを産み育てる者が真に誇りと喜びを実感できる社会の実現に向けた環境づくりに努めます。
- ・ 多様で良質な保育サービスの提供、幼稚園と保育所の連携、母子保健や乳幼児医療の充実、子育て支援ネットワークづくり、学童保育への支援など、子どもを安心して産み育てられる環境の整備に取り組みます。
- ・ 子どもがひとしく心身ともに健やかに育つよう、家庭教育に関する学習機会や相談事業の充実、豊かな人間性を育むための環境整備、児童虐待の防止などに取り組みます。

② 子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成

- ・ 特色のある学校づくりに向け、郷土学習や体験学習などのカリキュラムを実施するとともに、確かな学力や豊かな心、体力を培うための学校教育をより一層推進します。
- ・ まちの自然や歴史、伝統資源を活用した、地域への愛着を高める教育を進めるほか、情報ネットワークを利用した市内学校間の交流などを進めます。
- ・ 国際化、情報化社会が進む中で、外国語教育やコンピューターを活用した情報教育の充実、また、自ら考え行動できる力を育てる環境教育の充実を図ります。
- ・ 学校校舎の耐震強化を図るとともに、新たな学習カリキュラムに応じた改修を進めるほか、省エネルギー、バリアフリー、シックハウス症候群などに対応した、快適な学習環境の整備を進めます。
- ・ 心身の成長期にある子どもたちに、地元食材等を使った安全で栄養のある学校給食を提供し、食と健康、マナーを考え、自然の恵みに感謝できる児童・生徒の育成に努めます。
- ・ 青少年の健全育成に向けた環境づくりや非行の未然防止、再非行防止など、行政、地域、家庭、学校が一体となった取り組みを進めます。

③ 生涯にわたる学習機会の充実

- ・ 市民の学習ニーズに的確に対応していくため、市民大学や公民館など公共施設で催される各種の生涯学習プログラムの充実にも努めます。また、学習機会の拡大に向け、情報ネットワークを活用した学習番組など、新しい学習プログラムの開発、提供を行います。
- ・ 学習施設のネットワーク化と機能強化を図り、より身近で読書を気軽に楽しむことができる学習環境の拡充に努めます。
- ・ 市民の健康・体力づくりに向けた各種スポーツ・レクリエーション活動を支援し、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の促進を図ります。

④ 地域文化の保存・継承・創造

- ・ 地域に残る有形無形の各種文化財の保全、活用に努めます。
- ・ 地域の特性を活かした文化財探訪ルート設定や学校教育における歴史文化学習メニューの提供など、地域の歴史文化についての関心と理解を高める活動を展開します。
- ・ 地域で催されているまつりなどの祭事や伝統風習などの継承に向け、それらを支える地域活動の支援を行います。
- ・ 環境保全やリサイクルなど、地域での環境に対する取り組みを積極的に支援し、地域環境文化の創造、発信をめざします。

【主要事業】

- ① 安心して子どもを産み・育てられる環境づくり
 - ・ 総合的な少子化対策の推進
 - ・ 子育て支援拠点機能の充実
 - ・ 乳幼児医療費助成の拡大
 - ・ 幼稚園、保育所の整備
- ② 子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成
 - ・ 小、中学校施設の計画的改築、改修
 - ・ 小、中学校情報教育環境の充実
- ③ 生涯にわたる学習機会の充実
 - ・ 生涯学習体制の充実
 - 公民館活動の充実
 - 図書館機能の強化
 - ・ スポーツ・レクリエーション環境の充実
 - 総合型地域スポーツクラブの育成、拠点整備
 - ・ 生涯学習、スポーツ施設のネットワーク化
 - ・ 情報ネットワークを活用した学習メニューの提供
- ④ 地域文化の保存・継承・創造
 - ・ 環境文化を創造する事業の支援

(5) 地域の活力を生み出すまちづくり

① 新産業の育成と既存産業の活性化

- ・ 福祉や環境分野など、地域の多様なニーズを解決する小規模なコミュニティビジネスの展開や、地域生活を支援し社会に貢献するNPOなどの活動、また高度情報基盤の整備によるベンチャー企業の新たな事業参入などを支援します。
- ・ 多くの製造業が立地する地域として、モノづくりや職人など高度な技術を有する人材の確保に向け、専門技術者育成のための機能の創出を検討します。
- ・ 市内に立地する企業・事業所のネットワークを強化し、地域企業の活性化を支援し、交通条件を生かした産業振興を行います。
- ・ 関係機関と連携し、若者や女性、高齢者など多様な就業ニーズに対応できる雇用・就業機会の確保に努めるとともに、働きやすく生きがいのある職場づくりを支援します。

② 地域資源を活かした観光交流産業づくり

- ・ 市内に点在する歴史や自然資源のネットワーク化、新たな交流拠点の形成を行うとともに、広域での連携を図り、観光交流による地域振興を進めます。
- ・ 観光交流を促進するため、観光シーズンなどの時期に応じて、観光拠点のネットワーク化を図るバスルートの柔軟な対応を検討します。

③ 多面的機能を有する農林業の活性化

- ・ 地域の基幹産業となっている農業については、命と地球環境を育む産業であることを基本に、消費者ニーズに対応した安全で安心な食づくりに努めます。また、農業基盤の整備や産地化を図る中で、安定的な担い手を育成します。
- ・ 直売や農産加工施設の充実などにより、生産から販売にいたるまでの地域内流通を図る、地産地消の農業を推進します。
- ・ 地域環境保全にも寄与する産業であるという側面を高めるため、家畜糞尿や生ごみなどの堆肥化に努め、環境にこだわった循環型農業の確立をめざします。
- ・ 農産品のブランド化など農業の高付加価値化を進めるとともに、認定農業者、集落営農組織、特定農業団体などの育成に努め、若者の就労の場としても魅力的な地域農業経営を支援します。
- ・ 良好な漁場環境の保全と経営安定化や後継者の育成など、魅力ある漁業の創造に努めます。

④ にぎわいを生む地域商業の活性化

- ・ 市民の消費生活を支えるとともに、市民の交流や遊びの空間として、魅力的で活力あふれる商店街の活性化を進めます。
- ・ “おしゃれな” まちのにぎわいの場をつくるため、新たな事業者進出の支援を行うほか、商業だけでなく、他の産業や観光との連携による多様なにぎわいの創出を進めます。

【主要事業】

- ① 新産業の育成と既存産業の活性化
 - ・コミュニティビジネスへの支援
 - ・シルバー人材センターの機能強化
- ② 地域資源を活かした観光交流産業づくり
 - ・観光資源ルート化の検討
- ③ 多面的機能を有する農林業の活性化
 - ・農業基盤の整備（かんがい排水、農道整備 他）
 - ・農山村基盤の整備（農村振興総合整備事業）
 - ・担い手農家の育成支援事業
 - ・環境こだわり農業の推進
 - ・生産物の特産品化、ブランド化
- ④ にぎわいを生む地域商業の活性化
 - ・土地区画整理事業及び関連事業の検討

(6) 市民生活、地域経済を支えるまちづくり

① 市内道路ネットワークの充実

- 国道8号の渋滞緩和対策や愛知川沿岸道路整備、八日市・近江八幡間の道路整備などにより、都市拠点又は各地域拠点からJR駅や市内及び周辺市町との道路ネットワークを整備強化します。
- 環境との共生、安全で安心なまちづくりを確立するため、ゆとりある歩道や自転車道路ネットワークの整備を進めます。
- 将来の交通需要や地域の発展を見通し、高速道路へのアクセス向上や地域高規格道路の推進に努めるとともに空港構想への対応を図ります。

② 公共交通ネットワークの充実

- 利便性の高い公共交通網の実現に向け、近江鉄道の列車増便などを働きかけます。また、コミュニティバス運行の検討を進め、路線バス、鉄道及び商店街との連携により利用促進を図り、快適な交通ネットワークを構築します。
- 高齢化が進展する中で、より利用しやすい公共交通網の充実に向け、低床バスの導入、駅舎など公共交通機関のバリアフリー化を進めます。
- びわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設構想の推進を図ります。

③ 情報基盤の拡充

- 高度情報化社会の進展に対応した、魅力ある情報先進都市をめざし、ケーブルテレビ網のエリアを拡大し、地域間情報格差を是正します。
- 情報センター機能の充実を図り、セキュリティの高い情報ネットワークの構築、地域情報の効率的な受発信、ITに携わる人材の育成やサポート体制の強化など、だれもが安全で快適なIT環境づくりに取り組みます。
- 情報ネットワーク基盤を活かし、議会中継や各種行政サービスの提供、まちづくりや介護・子育て支援活動等市民からの情報発信による地域住民の交流推進など、市民生活に欠かせない様々な情報サービスの提供を積極的に行います。
- 双方向性を活かし、医療や健康、福祉分野における安心な環境づくりや地域産学の活性化などをめざします。

④ 計画的な土地利用・基盤整備の推進

- 合併後の東近江市の鉄道網、道路網及び土地利用の検討を進め、長期的視野でJRへのアクセスと交流や商業などの機能創出に努めます。
- 地域の自然環境と共生した効率的な土地利用、基盤整備を進めるため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の適切な運用により、守るべき地域と活かすべき地域など土地利用の方向性を明らかにします。
- 地域の環境基盤の整備などに際しては、地域の主体的な計画の検討や自治会などとの

協働により、積極的に住民参加を図り進めていきます。

⑤ 河川整備の推進

- ・ 愛知川、日野川などの河川改修を促進し、環境共生型の河川の整備を進めます。

【主要事業】

- ① 市内道路ネットワークの充実
 - ・ 広域幹線道路の整備
 - ・ 地域内幹線道路の整備
 - ・ 生活道路の整備、改良
 - ・ 自転車を活用できる基盤整備
- ② 公共交通ネットワークの充実
 - ・ コミュニティバス運行の検討
 - ・ 近江鉄道の利便性の向上（駅舎改築の検討）
 - ・ 公共交通のバリアフリー化の推進
- ③ 情報基盤の拡充
 - ・ 地域情報化の推進
 - ・ ケーブルテレビ網の整備
 - ・ 電子自治体の構築
- ④ 計画的な土地利用・基盤整備の推進
 - ・ 都市計画区域設定の促進
 - ・ 地籍調査の推進
 - ・ 土地区画整理事業及び関連事業の検討（再掲）
- ⑤ 河川整備の推進
 - ・ 河川改修の促進

3. 県事業の推進

合併後の東近江市のまちづくりにあたっては、県事業の重点的な整備に向け、関係機関との協議・調整に努め、その推進を図ります。

【主な県事業等】

人と環境にやさしいまちづくり

- 自然の水循環に配慮した上下水道の充実
 - ・ 流域下水道事業
- 市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり
 - ・ 交通安全施設整備事業

地域の活力を生み出すまちづくり

- 多面的機能を有する農林業の活性化
 - ・ 一般農道整備事業
 - ・ 広域営農団地農道整備事業
 - ・ ため池等整備事業
 - ・ 広域農業用水適正管理対策事業

市民生活、地域経済を支えるまちづくり

- 市内道路ネットワークの充実
 - ・ 国、県道の整備
 - 国道477号整備事業
 - 主要地方道大津能登川長浜線整備事業 他
 - ・ 交通安全施設整備事業（再掲）
- 公共交通ネットワークの充実
 - ・ びわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想の共同推進
- 河川整備の推進
 - ・ 河川の整備
 - 愛知川改修事業
 - 日野川改修事業
 - 大同川改修事業（能登川町域）
 - 躰光寺川改修事業

第4章 財政計画

1. 計画基礎条件

財政計画は、平成17年度から平成37年度までの21年間について、歳入・歳出それぞれの項目ごとに過去の実績、人口推計等を勘案しながら普通会計を対象に作成したものです。

1. 歳入

(1) 地方税

地方税については、過去の実績等を踏まえ、現行税制度を基本に、人口増加および合併による事務事業調整等の影響を反映して算定しています。

(2) 地方交付税

地方交付税については、現行制度を基本に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る財政支援措置を見込むとともに、合併特例債等の償還に係る交付税措置分を考慮して算定しています。

(3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金および県支出金については、過去の実績等を踏まえ算定するとともに、合併建設計画の事業に係る補助に加え、合併に係る県の財政支援措置を見込んで算定しています。

(4) 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するため、基金からの繰り入れを見込んでいます。

(5) 地方債

地方債については、合併建設計画の事業に係る財源として、合併特例債の活用も考慮し、算定しています。

(6) その他

地方譲与税、各種交付金等、分担金・負担金や使用料・手数料などについては、過去の実績、事務事業の調整による影響等を踏まえ算定しています。

2. 歳出

(1) 人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することによる一般職員数の抑制、特別職、議会議員数等の減少を見込み、算定しています。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績等をもとに、合併による事務経費の削減効果を見込んで算定しています。

(3) 扶助費

扶助費については、過去の実績等を踏まえ、人口増加等の影響、事務事業調整による影響を反映し、生活保護費の算入等を見込んで算定しています。

(4) 投資的経費

投資的経費については、合併建設計画に示された事業を踏まえ、普通建設事業費を見込んで算定しています。

(5) 公債費

公債費については、合併前に借り入れた地方債の償還予定額に、合併建設計画の事業等に伴う新たな地方債に係る償還額を見込んで算定しています。

(6) 積立金

積立金については、合併特例債を活用した基金への積み立てを見込むとともに、将来の財政需要に対応するため、基金への積み立てを見込んで算定しています。

(7) その他

補助費等や繰出金などについては、過去の実績等を踏まえ、人口増加等の影響を反映し算定しています。

2. 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
地方税	15,205	15,575	17,808	18,020	16,059	17,201	17,368	16,371	16,487	16,527	16,868	16,229	16,727	16,433	16,429	16,324	16,056	16,138	16,215	16,089	16,151
地方譲与税	843	1,338	437	425	401	394	383	354	341	326	343	340	339	320	350	341	341	341	341	341	341
各種交付金等	1,900	1,919	1,597	1,568	1,535	1,488	1,404	1,294	1,367	1,493	2,357	2,077	2,259	2,016	2,649	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156
地方交付税	10,385	9,042	8,620	8,834	9,544	11,186	11,363	11,388	11,849	12,008	11,979	11,012	11,158	10,595	10,300	10,773	10,525	10,447	10,376	10,453	10,330
国・県支出金	5,155	5,151	5,710	5,504	10,333	8,981	7,933	7,735	8,827	8,578	8,948	9,220	9,659	10,448	9,792	9,348	9,154	9,292	9,009	8,758	8,785
分担金・負担金	613	424	357	316	297	276	275	319	316	309	291	241	242	210	159	112	115	114	112	110	111
使用料・手数料	886	888	798	783	771	794	787	751	754	770	732	760	767	832	708	482	496	484	491	498	489
財産収入	206	102	114	101	631	152	270	139	274	131	435	162	360	109	143	98	114	113	113	109	109
寄附金	78	5	13	16	21	5	10	4	7	10	54	229	351	471	350	406	456	506	506	506	506
繰入金	769	578	276	320	18	23	14	308	15	1,525	125	1,724	405	3,319	3,759	3,158	2,753	2,455	2,770	2,631	2,623
繰越金	1,190	1,542	1,107	980	1,126	1,431	2,044	2,245	956	1,187	2,213	1,795	1,926	1,643	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
諸収入	3,091	1,399	1,384	1,540	1,527	1,408	1,305	1,590	1,439	1,785	1,420	1,338	1,419	1,392	1,293	1,321	1,280	1,285	1,247	1,219	1,224
地方債	4,434	7,711	7,860	3,262	5,048	5,779	4,638	5,360	6,605	5,861	5,724	6,354	4,517	5,818	3,868	4,281	4,754	3,469	3,064	2,930	2,375
合計	44,755	45,674	46,081	41,669	47,311	49,118	47,794	47,858	49,237	50,510	51,489	51,481	50,129	53,606	49,800	49,800	49,200	47,800	47,400	46,800	46,200

(2) 歳出

(単位：百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
人件費	8,947	9,265	8,619	8,679	8,118	8,175	8,073	7,533	7,112	7,166	7,261	7,188	7,085	7,682	7,621	7,427	7,280	7,224	7,274	7,400	7,355
物件費	6,046	5,840	5,932	5,896	6,165	6,127	6,256	6,103	6,488	6,930	7,254	7,654	7,452	8,149	8,280	8,257	8,271	8,320	8,344	8,526	8,676
維持補修費	83	86	88	65	76	65	104	103	113	90	111	149	119	171	185	144	145	139	138	136	136
扶助費	3,747	4,378	4,719	4,938	5,347	7,137	7,538	7,653	7,753	8,430	8,687	9,106	9,457	9,861	9,878	9,883	9,886	9,892	9,898	9,923	9,952
補助費等	6,243	5,565	5,336	5,295	7,659	5,325	5,395	6,192	4,878	5,360	5,371	5,347	6,659	8,206	7,072	7,034	6,693	6,382	6,292	6,258	6,056
投資的経費	8,121	10,260	7,672	5,395	7,805	5,188	5,355	7,776	8,482	8,336	7,429	8,321	6,322	7,820	5,027	5,233	5,214	4,045	4,029	3,171	3,052
公債費	4,403	4,558	5,020	5,469	5,402	6,811	5,675	5,666	5,631	5,732	5,826	5,937	6,197	5,956	6,241	6,298	6,107	6,033	5,683	5,680	5,340
積立金	1,588	284	3,104	124	653	3,633	2,683	1,183	2,595	958	2,089	396	615	969	479	637	682	832	832	832	832
投資・出資・貸付	114	276	426	204	214	25	21	22	20	21	15	14	19	52	77	28	28	28	28	28	28
繰出金	3,921	4,055	4,185	4,478	4,441	4,588	4,449	4,671	4,978	5,274	5,651	5,443	4,561	4,740	4,940	4,859	4,894	4,905	4,882	4,846	4,773
合計	43,213	44,567	45,101	40,543	45,880	47,074	45,549	46,902	48,050	48,297	49,694	49,555	48,486	53,606	49,800	49,800	49,200	47,800	47,400	46,800	46,200

注1 平成17年度から平成29年度までは決算額。平成30年度以降は計画額。

注2 平成17年度は東近江市、旧能登川町及び旧蒲生町の決算額を合算。平成18年度以降は東近江市、旧能登川町及び旧蒲生町合併後の数値。

用語の説明

用語の説明

【か行】	
介護保険施設	介護保険法に定められた3種類の施設で、指定介護福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、指定介護療養型医療施設（療養型病床群・特別許可老人病院）がある。
環境管理システム	企業等の組織が環境にできるだけ負荷を与えない事業活動を展開するための計画・実行・見直しまでの仕組み。国際的な環境マネジメント・監査規格には、ISO（国際標準化機構）のISO14001がある。
環境共生型河川	自然の生態系に配慮した護岸整備などを行った河川。河床をコンクリートで覆わず自然材を使うなど、自然に近い状態のまま整備を行ったり、自然を積極的に再生しながら環境づくりを進める等、環境にできるだけ負荷を与えない土木工法（近自然型、多自然型）を行う。
幹線道路	広域交通のための主要な道路。高速道路や国道、県道など。
協働	市民と行政が相互の特性を認識し、役割分担や連携しながら対等な立場で、共にまちづくりに取り組む場合などに使われる。
近自然型工法	環境共生型河川を参照。
グリーン購入	環境負荷の少ない環境に配慮された商品やサービスを優先購入すること。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が2001年4月より施行されており、国・地方公共団体などが、環境に配慮した製品を率先して購入することや国民への情報提供を進めることとされている。
グループホーム	知的障害のある人や認知症の高齢者等が、小規模な生活の場で少人数を単位とした共同住居の形態で、食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフとともに共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、症状の進行を穏やかにしたり、家庭介護の負担を軽減することをめざした施設。
ケーブルテレビ	光ファイバーケーブルや同軸ケーブルを使い、限定された地域に、多チャンネルで、特定対象向けの多様なサービスを可能にする有線テレビ。最近では、電話・インターネットなどの回線としても利用されている。
権利擁護センター	日常生活に支援が必要な高齢の方、障害のある方（知的障害者、精神障害者）が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を行う機関。1998年7月に滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター（愛称：淡海ひゅうまんねっと）が設置された。
交通安全施設	信号機や歩道、交通標識など、交通の安全を確保するため道路に設置される各種施設。
交通ターミナル拠点	各方面へのバス乗り場がある鉄道駅等、公共交通機関の乗り場が集積した場所。
コミュニティ	地域社会、共同生活体。自治会活動など、居住地や関心を共にすることで営まれる共同体。
コミュニティバス	需要が小規模で採算がとれないため、従来の路線ではカバーしきれない地域や、交通空白地帯で運行されている停留所間隔が短いバス。近年では、地方公共団体が高齢者・障害者などの交通弱者が気軽に出かけられるよう、低床バスなどを導入して運行している例が多い。
コミュニティビジネス	主として地域に係る問題に対応して地域資源を活用しながら解決にあたる地域コミュニティに密着した小規模のビジネス。介護、福祉、育児、家事支援、教育、環境保護等、様々な業種の取り組みがみられる。

【さ行】	
砂防	山地などで土砂の崩れ・流出・移動を予防すること。
シックハウス症候群	建材に含まれる化学物質により、頭痛やめまい、不眠、鼻炎、不安感、倦怠感など様々な症状をおこす病気。
授産施設	心身上の理由や世帯の事情により就業の困難な者に対して、就労や技能修得のための機会を与え、自立を助長することを目的とする施設。生活保護法・社会福祉事業法・身体障害者福祉法・精神薄弱者福祉法によるものがある。
循環型社会	製品の再利用や再資源化などを進め、新たな資源投入を抑え資源が循環することにより、限りなく廃棄物をゼロに近づけようとする社会。
新エネルギービジョン	太陽光や風力、生物が作り出すバイオマスエネルギーなど、自然でクリーンなエネルギーの導入促進や省エネルギーの推進を図るために策定される構想。
親水空間	河川や池、湖沼等の水辺において、水と親しむことを主眼として整備された空間。
【た行】	
多自然型工法	環境共生型河川を参照。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動や意思決定過程に参画する機会を確保し、均等に政治・社会・経済などの利益を享受し共に責任を担う社会。
地域高規格道路	自動車専用道路若しくはこれと同等の高い規格を有し、60～80/km の高速サービスを提供できる道路。
地球温暖化	人の活動に伴う二酸化炭素などの温暖化効果ガスの大気中への放出に伴い、地球の気温が上昇すること。
治山	植林などによって、山を整備し洪水などを防ぐこと。
地産地消	地域で採れた生産物を、その地域で消費する考え方。産地や生産者が見えることにより、地域で安心して食材として利用できる。
地籍調査	土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。土地の権利関係の明確化や土地取引の円滑化、行政の効率化に役立つ。
低床バス	バスの床を低くし、歩道との高低差をできるだけ無くすことにより、高齢者などが乗降しやすくなったバス。
電子自治体	質の高い行政サービスの提供、事務処理全般の見直しによる行政の簡素・効率化および透明化を目的に、自治体で行政手続の電子化を推進すること。具体的には、申請・届出のオンライン化、電子入札、各種情報通信システムの構築など多様なメニューがある。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。
ドメスティックバイオレンス	夫や恋人など親密な関係にある異性から受ける暴力（通称DV）。相談窓口や一時避難所など被害者への対策が必要とされ、2001年10月に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行された。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、道路・公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地を供給することを目的として、土地区画整理事業法に基づいて行われる事業。
【な行】	
認知症	脳の後天的な器質障害により、一旦獲得された知能が、持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障を来す状態が「痴呆」と呼ばれてきましたが、不快感や悔べつ的な感じを伴い、好ましくないとして、替わる用語に厚生労働省が決めたもの。

【は行】	
パートナーシップ	行政・住民などが、対等な関係のもとで、共同で何かを行うための協力関係。
バリアフリー	障壁を取り除くという意味。高齢者にとっては、ささいな段差などが生活に支障をきたすことがあり、このようなハード的な障害を取り除くことをいう。
びわこ京阪奈線（仮称） 鉄道	米原駅を起点に、既存鉄道路線を利用して湖東、東近江及び甲賀地域を經由し、信楽駅から京都府南部まで新線を設けてJR学研都市線（片町線）に接続する、総延長約90kmの新たな鉄道建設構想。この構想が実現すると、東近江地域と関西文化学術研究都市、大阪方面の時間短縮により、活発な交流が図れるとともに災害発生時のバイパス機能も備える。
ベンチャー企業	独創的な技術、製品、サービスの開発や経営システムの導入により、新規に市場を開拓し、成長していく企業。
ボランティア	自発的に事業に参加する人。非職業的な立場から社会問題への理解・共感をもとに、自分の意思により、市民主導で問題解決の活動に従事する人や行為をさす。
【ま行】	
まちづくり協議会	地域住民のだれもが参加でき、地域課題に対応したり、地域独自のまちづくりを進めるため、各種団体や個人が参画・運営し、市民主体で設置された東近江市が推進する組織。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	障がい者や健常者、高齢者などの区別なしに、誰もが利用しやすいデザインを最初から取り入れていこうとする考え方。都市施設や建築物だけでなく、食器や文具などの日常生活品のデザインも含まれる。
【ら行】	
ライフスタイル	人それぞれの価値観から生み出された、生活や行動様式。
リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、資源を再生利用、再生すること。
リユース	リサイクルの一つで、ものを再使用すること。

【アルファベット略語】	
IT	Information Technology。情報技術、情報通信分野を広くとらえて用いる語。コンピュータやインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術などをいう。
NPO	Non Profit Organization。民間非営利組織。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体の総称。

財政計画にかかる用語の説明

【あ行】	
維持補修費	公共施設等を維持するための必要となる修繕費等の経費をいう。ただし、増改築など大掛かりな経費は、投資的経費に含まれる。
【か行】	
各種交付金	<p>各種交付金等には、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利子割交付金・・・利子所得に対する 20%の利子税が、国 15%、県 5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた 5 分の 3 が市町村に交付される。 ○地方消費税交付金・・・消費税 5%のうち 1%（平成 26 年度からは消費税 8%のうち 1.7%）が地方消費税で都道府県が課税し、その 50%が人口と、市町村内の従業員数で按分され市町村に交付される。 ○ゴルフ場利用税交付金・・・ゴルフ場の規模、利用料金を基準として課税され、利用税の 70%はゴルフ場が所在する市町村に交付される。 ○自動車取得税交付金・・・自動車取得税に 95%を乗じて得た額の 70%が、市町村道の延長及び面積により按分され交付される。 ○地方特例交付金・・・恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から支出される交付金。 ○交通安全対策特別交付金・・・交通反則金等収入から事務費等を控除した額が、過去の死傷を伴う交通事故発生件数及び人口集中地区人口により按分され交付される。
寄附金	市町に対して、無償で譲渡される金銭をいう。
繰入金	他の会計や基金から繰り入れられる資金をいい、歳入に不足を生じる場合においては、財政調整基金の取崩しを行って繰り入れるなどして、弾力的な財源調整を行う。
繰越金	決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいう。
繰出金	国民健康保険や介護保険などの特別会計や基金へ繰り出す経費をいう。
公債費	公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、借り受けた地方債の元金および利子の償還額をいう。
国庫支出金・県支出金	義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励するために、国・県から市町村に交付される負担金や補助金をいう。
【さ行】	
財産収入	市町が所有する財産に係る貸し付け、交換、売払いによって生ずる現金収入や、基金等の預貯金の利息収入がある。
使用料・手数料	使用料とは、体育館や文化ホールなどの施設を使用した場合などに徴収するもので、手数料とは、住民票や印鑑登録証明などの発行の際に要する経費など、提供するサービスに対して、その費用を償うため徴収するもの。
諸収入	他の歳入科目に分類されない収入をいい、銀行を経由して中小企業者に貸し付けている貸付金の元利収入や税等の延滞金などがある。
人件費	人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金などがある。

【た行】	
地方交付税	<p>地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べて、地方税収入が不足する都道府県や市町村に対し、その差額を埋めるために、国にいったん集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となる。</p> <p>各団体の基準財政需要額（妥当な水準で行政を行うために必要な経費）と基準財政収入額（税等をどの程度確保できるか試算した額）を算定し、財源不足がある団体には普通交付税として財源が補てんされる。</p> <p>基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額→地方交付税（普通交付税）</p> <p>また、特別交付税は普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付されるもので、例として災害など突発的で全国的に影響が大きいものが対象とされる</p>
地方債	<p>公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、資金を借り受ける借入金をいう。また、国が政策的に行う減税等による税の減収の補てんや、地方交付税の不足分を市町の借入金で補てんする地方債もある。</p>
地方譲与税	<p>国が徴収し、都道府県や市町村に対して譲与する税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。</p>
地方税	<p>地方税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の普通税と、入湯税、都市計画税の目的税がある。</p>
積立金	<p>財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、積み立てる金銭をいう。</p>
投資・出資・貸付金	<p>投資及び出資金とは、契約等に基づき、公益法人等に対し市町が出資する経費をいい、貸付金とは、条例により団体や個人に貸し付けた経費をいう。</p>
投資的経費	<p>道路、学校、庁舎など施設の新増設等の建設事業や、災害復旧のための経費をいう。</p>
【は行】	
扶助費	<p>生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に基づき、現金または物品の別を問わず直接支給される経費をいう。</p>
物件費	<p>消耗品費、通信費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など、消費的性質の経費をいう。</p>
分担金・負担金	<p>集落内整備事業などの事業に要する経費の全部または一部を、その事業の受益に応じて負担いただくもの。</p>
補助費	<p>各種団体等への負担金や補助金等。東近江行政組合や愛知郡広域行政組合などの一部事務組合に対する負担金も含まれる。</p>